

# 宇部市中小企業等持続化支援金のご案内



新型コロナウイルス感染症により、幅広い業種において経営に影響が及んでおり、市内中小企業等の事業継続を支援するため、本市独自の支援金を交付します。

## 支援内容

**対象** 次の要件を満たす中小企業・小規模企業者、個人事業主等を対象とします。

- (1) 法人は、市内に本社を有していること。
- (2) 個人事業主等は、フリーランスを含む事業者であって、市内に住所及び事業所（自宅事務所を含む。）を有しており、原則、主たる事業収入があること。

**注意：**下記に該当する場合は対象外となります。

- ①宇部市小売・飲食店等持続化支援金の交付を受けたもの。
- ②令和2年5月2日以降に開業したもの。
- ③中小企業基本法上の「会社」ではない、法人や組合等。
- ④性風俗関連特殊営業及び同営業に係る接客業務受託営業。 など

- 条件**
- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月から8月までのいずれかの月の売上高が、前年同月比で20%以上減少していること。
  - (2) 事業継続期間が短く申請時点で前年同月との比較が出来ないものは、直前の3か月の売上高の平均額と比較し、20%以上減少していること。
  - (3) 支援金給付後、最低3か月以上は事業を継続する意思のあること。

**金額** 1事業者につき15万円（1回限り）  
※50%以上の株式を保有する場合や、代表者が同じ事業者は、同一事業者とみなします。

## 提出書類

申請書は法人用と個人用の2種類があります。（様式のお間違いのないようにお願いします。）

※申請書は市ホームページ、新型コロナウイルス対策室、各ふれあいセンターで入手できます。

### 法人の場合

- (1) 宇部市中小企業等持続化支援金交付申請書（法人用）
- (2) 売上減少率が確認できる書類の写し（確定申告書、法人事業概況説明書、売上台帳など）
- (3) 振込先口座の通帳の写し

### 個人の場合

- (1) 宇部市中小企業等持続化支援金交付申請書（個人用）
- (2) 売上減少率が確認できる書類の写し（確定申告書、青色申告決算書、売上台帳など）
- (3) 振込先口座の通帳の写し
- (4) 本人確認書類の写し（運転免許証等）

※そのほかに、事業継続期間が短いなどの事情がある場合には、必要な書類を提出していただきます。

## 提出方法および提出先

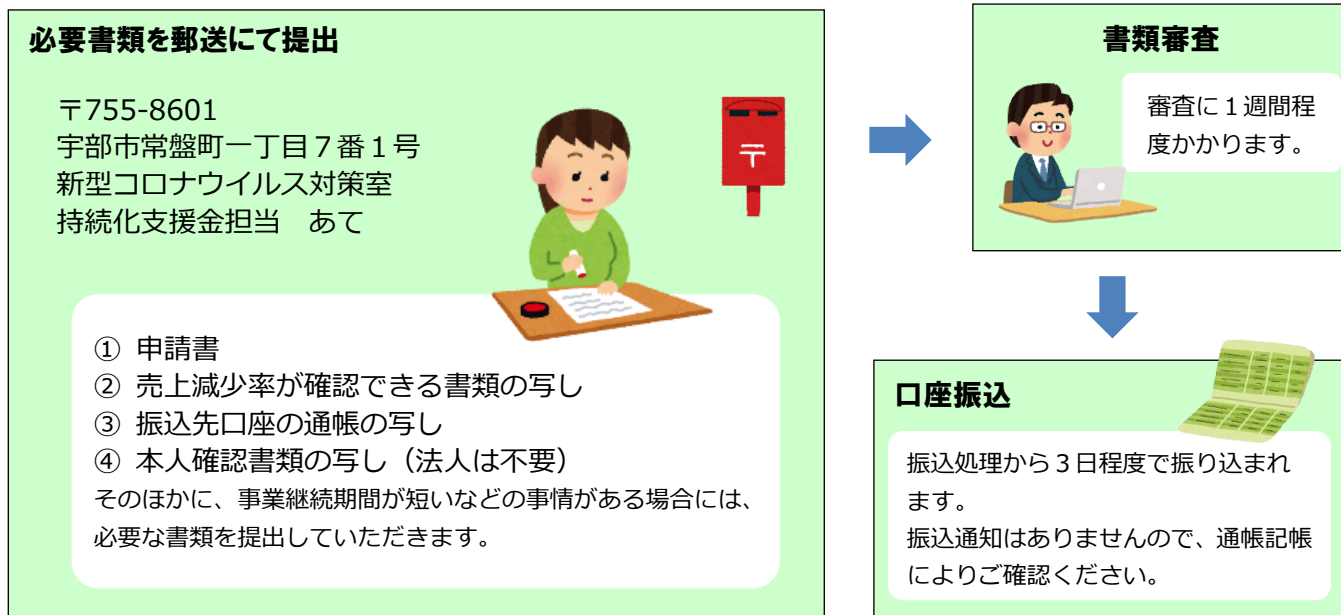
新型コロナウイルス感染症予防の観点から、

**令和2年9月30日（水曜日）** ※当日消印有効 までに下記宛先へ**郵送により申請**してください。

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市新型コロナウイルス対策室 持続化支援金担当 あて

## 交付の流れ



## 中小企業等 持続化支援金 Q&A



Q.宇部市小売・飲食店等持続化支援金の給付を受けたが対象となるのか？

A.対象とはなりません。

Q.添付書類を同封し忘れた場合、どのようにすればよいのか？

A.追加提出書類であることがわかるように、メモ等を同封いただき郵送してください。

Q.国や県の支援金を受けているが、本支援金も対象となるのか？

A.対象となります。

Q.青色申告ではなく、白色申告であるが、申請できるのか？

A.申請可能です。

Q.個人事業主等で移動販売等の店舗を有しない場合も対象となるか？

A.市内に住所がある場合は、自宅兼事務所とみなし対象となります。

Q.電子メールによる申請はできないのか？

A.宇部市小売・飲食店等持続化支援金では電子メール申請を実施しましたが、「メールが送れない」「添付資料が不鮮明」等の事案が散見されたことから、迅速な処理が行えず、皆様にご迷惑をおかけしたことから、今回は実施いたしません。

その他のQ&Aについては、宇部市ホームページに掲載しております。

宇部市 持続化支援金

